

議案第3号

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の
制定について

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市障がい者福祉センター設置及び管理条例（昭和51年条例第15号）の一部
を次のように改正する。

第3条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整
備を行うため、本案を提出する。